

令和5年3月28日  
茨城県立あすなろの郷

## 契約関係書類への押印等の見直しについて

この度、下記のとおり押印を省略できることになりましたので、お知らせいたします。  
また、契約に当たっては、電子契約が可能となりましたので、積極的にご利用ください。  
なお、この取扱いについては、あくまで提出書類の押印を省略できることとするものであり、従来のとおり押印した書類で提出することは可能です。

### 記

#### 1 適用開始日

令和5年4月1日（土）

#### 2 押印を省略できる書類

- ・入札参加資格確認申請書（添付資料を含む。）
- ・入札書
- ・委任状
- ・見積書
- ・請書
- ・納品書
- ・請求書

#### 3 押印を省略する場合の留意事項

代表者名に加えて、担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。

※確認のため、身分証明書の提示や記載された連絡先に連絡する場合があります。

#### 4 対象外の書類（従来のとおり押印を要する書類）

- ・契約書 ※ただし、電子契約を利用する場合は、押印不要です。

#### 5 その他

上記の取扱いの変更を踏まえ、押印を省略した書類の提出にあたっては、メールや FAX 等で提出が可能となるため、提出先については、担当者までお問い合わせください。